大阪市水道局告示第51号

一般競争入札を執行するので、次のとおり告示する。

令和7年8月20日

大阪市水道局長 坂 本 篤 則

1 担当部局

〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館9階 大阪市契約管財局契約部契約課委託・物品契約グループ 電話 06-6484-7576

- 2 入札に付する事項
 - (1) 役務の名称及び数量

管路情報管理システムデータベース更新業務委託 長期継続(概算契約) 一式

- (2) 案件概要 入札説明書による。
- (3) 履行期間 令和7年11月1日(土)から令和10年11月30日(木)まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- 3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者 であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 令和 7 ・8 ・9 年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「10 情報処理 01 情報処理」で登録していること

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資

格審査申請(以下「資格審査申請」という。)を担当部局(1に同じ。)に行えば当該審査を行う。

ただし、令和7年9月3日(水)までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(5) 次のア~イのいずれかに該当すること

ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)が認定するプライバシーマーク制度の認定を受けていること

イ ISO/IEC27001又はJIS Q 27001の認証を受けていること

- 4 入札説明書等の交付場所等
 - (1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先 大阪市電子入札システム(以下「システム」という。)上及び担当部局(1)に同じ。)
 - (2) 入札説明書等の交付方法 告示の日から令和7年9月3日(水)まで無償により交付する(ただし、本市 の休日を除く。)。
 - (3) 入札参加申請書等の受付期間 告示の日から令和7年9月3日(水)午後5時まで(ただし、本市の休日を除 く。)
 - (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。
- 5 契約条項を示す場所
 - (1) システム上
 - (2) 〒559-8558 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビル ITM 棟 9階

大阪市水道局総務部管財課

電話 06-6616-5461

6 入札執行の日時等

(1) 入札書受付期間

ア 電子による場合

令和7年10月8日(水)から同月9日(木)までの午前9時から午後5時まで

イ 紙による場合

令和7年10月10日(金)午前10時から午前10時30分まで ただし、大阪市水道局契約規程(昭和42年大阪市水道事業管理規程第7号。 以下「契約規程」という。)第23条第2項に規定する郵便等による入札の場合は令和7年10月9日(木)午後5時までに必着のこと

- (2) 開札予定日時 令和7年10月10日(金)午前10時30分
- (3) 開札場所

ア 電子による場合 システム上とする。

イ 紙による場合

大阪市中央区本町 1 丁目 4 番 5 号 大阪産業創造館11階 大阪市契約管財局入札室

7 入札保証金等

- (1) 入札保証金(見積った契約希望金額の100分の3以上) 免除ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額(入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(長期継続契約にあっては、落札金額を1年当たりの額に換算した額))の100分の3に相当する違約金を徴収する。
- (2) 契約保証金 要 ただし、契約規程第34条第1項の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 保証人 不要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落 札者とする。

8 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本告示に示した入札参加申請書等を令和7年9月 3日(水)午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9 入札の無効

契約規程第26条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、又は、契約規程第30条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不適当であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 詳細は入札説明書による。
- (5) この契約は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件で

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Update the database of the water pipeline information management system, Long-term continuation (approximate contract).
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
 5:00PM, 3 September 2025
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 on the Osaka City Electronic Tender System:
 from 9:00AM, 8 October 2025 to 5:00PM, 9 October 2025
 in person: from 10:00AM to 10:30AM,10 October 2025
 by post: 5:00PM, 9 October 2025
- (4) A contact point where tender documents are available:
 Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
 The City of Osaka 4-5 Osaka Sangyo Sozokan 9th Floor, Honmachi
 1-chome, Chuo-ku, Osaka 541-0053, TEL06-6484-7576
 (We accept applications that are presented in Japanese only.)
 (水道局総務部管財課)